

三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限
導入のための計画づくり支援業務委託

実施要項

三次市 市民部 環境政策課

1 業務の目的

本業務は、環境省補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」（以下「環境省補助金」という。）を活用し、三次市の再生可能エネルギーに関する事業の実現性を調査及び検討し、2050年を見据えた地域における再生可能エネルギーの将来ビジョン、脱炭素社会に向けての構想を取りまとめ、三次市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標値の修正および本市の中期（2030年）及び長期（2050年）の再生可能エネルギーの導入目標を策定することを目的とします。

2 業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和6年1月12日（金）まで（予定） |
| (4) 事業費限度額 | 本業務の事業費の限度額は、9,946,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とします。 |
| (5) 実施条件 | 本業務に関する公募型プロポーザルは解除条件付きの募集であり、以下の場合、本件提案を募集したことに留まり、当該支援業務委託契約を締結しないものとします。
ア 環境省の令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る三次市の応募申請結果が交付決定に至らなかった場合
イ 上記の交付決定において、交付決定された補助額が申請額に補助率を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）に満たない場合 |

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式（随意契約）

ただし、4者以上から提案書等が提出された場合、事務局で書類選考を行います。

4 担当課

三次市市民部環境政策課（担当：三竿，巳之口）

所在地 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6136 FAX：0824-62-6397

メールアドレス：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

ホームページURL：

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/20/17084.html>

※お問い合わせ受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後5時まで

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 令和5年度の三次市の入札参加資格を有していること。
- (2) 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。
- (3) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく三次市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 三次市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等若しくは同条第3号に規定する暴力団等と関係を有しないこと。
- (8) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (10) 本業務の内容と同一、同種又は類似の業務を、平成30年度から本件公表日までの間に受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。
 - ア) 本業務の内容と同一の業務とは、人口10万人未満（令和5年4月1日時点）の地方公共団体における環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用した地方公共団体等による「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する業務」
 - イ) 本業務の内容と同種の業務とは、
 - ①人口10万人未満（令和5年4月1日時点）以外の地方公共団体における環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用した地方公共団体等による「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する業務」
 - ②地方公共団体における環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用している「円滑な再生可能エネルギー導

入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業」
及び「官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実
施・運営体制を構築する業務」

ウ) 本業務の内容と類似の業務とは、地方公共団体実行計画（事務事業編）、地方公
共団体実行計画（区域施策編）の策定、改訂支援業務

6 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和5年6月5日（月）から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。また、書類等の直接配布は環境政策課にて同日より開始します。
参加申し込み （電子メール）	令和5年6月5日（月）から令和5年6月19日（月）午後5時まで ※メール送信後「環境政策課」に受信確認の電話をしてください。 ※参加資格の選考を行い、令和5年6月23日（金）までに選考の結果を電子メールで通知する予定です。
質問の受付 （電子メール）	①令和5年6月5日（月）から令和5年6月12日（月）まで（令和5年6月16日（金）までに本市ホームページにて回答します。） ②令和5年6月13日（火）から令和5年6月19日（月）午後5時まで（令和5年6月23日（金）までに本市ホームページにて回答します。） ※メール送信後、「環境政策課」に受信確認の電話をしてください。
提案書等の提出 （持参）	参加資格の通知から令和5年6月30日（金）までの休日を除く午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後5時までに「環境政策課」に持参してください。 ※持参する際は、「環境政策課」に事前予約をしてください。 ※4者以上から提案書等が提出された場合、事務局で書類選考を行います。選考結果は令和5年7月5日（水曜日）までに通知します。
プレゼンテーション	令和5年7月12日（水）（予定）
結果通知	令和5年7月20日（木）（予定）

7 参加申し込み

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下「様式1」という。）」、「業務受注経歴書（様式2）（以下「様式2」という。）」及び

本業務の内容と同一、同種又は類似の業務の実績が確認できる契約書及び仕様書等の写しを提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 提出期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月19日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

「様式1」、「様式2」に必要事項を記入し、様式2に記載の本業務の内容と同一、同種又は類似の業務の実績が確認できる契約書及び仕様書等の写し(PDF等)とともに電子メールに添付して「環境政策課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する参加申し込み(事業者名)」としてください。メール送信後「環境政策課」に受信確認の電話をしてください。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理(以下「コンピュータウイルス対策処理」という。)を実施のうえ送信してください。

(3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の選考を行います。

参加資格の選考結果について、令和5年6月23日(金)までに参加申し込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有する事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

ただし、4者以上から提案書等が提出された場合、事務局で書類選考を行います。選考結果は令和5年7月5日(水曜日)までに通知します。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式3)(以下「様式3」という。)」を提出してください。

(1) 受付期間および回答

①令和5年6月5日(月)から令和5年6月12日(月)

※令和5年6月16日(金)までに本市ホームページ上にて公表する予定です

②令和5年6月13日(火)から令和5年6月19日(月)午後5時まで

※令和5年6月23日(金)までに本市ホームページ上にて公表する予定です。

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「環境政策課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後「環境政策課」に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施のうえ送信してください。

9 提案書等の提出

事業者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下「提出書類」という。)を持参により提出してください。

(1) 提出期間

参加資格の通知から令和5年6月30日（金）までの休日を除く午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類はA4判の規格で作成し、①～⑦を1部ずつ左綴じで綴じた一式を4部作成し、③および⑤～⑦の書類について1部ずつ左綴じで綴じた一式を7部作成してください。（※7部作成分については、作成した事業者名を特定可能な内容の記述はしないでください）

綴じ際にはフラットファイル等に綴じて様式が分かるようインデックスをつけてください。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問いません。

事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問いません。持参する際は、「環境政策課」に事前予約をしてください。

	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による（様式4） ※1部は代表者印を押印してください。（他は複写可）
②	誓約書	指定様式による（様式5） ※1部は代表者印を押印してください。（他は複写可）
③	実施体制調書	指定様式による（様式6）
④	その他	会社概要のパンフレット等
⑤	業務工程表	任意様式
⑥	見積書	任意様式 ※4部作成分に、事業者の所在地、名称、代表者職氏名を余白に記載し、そのうち1部は代表者印を押印してください。（他の3部は複写可）
⑦	業務提案書 （業務提案概要書）	任意様式（A4両面10枚まで） 文字サイズは、11ポイント以上（注記等は除く） 仕様書「4 業務の内容」に示す内容に沿って(1)～(12)ごとに作成する。 提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。 なお、業務内容に関して独自の提案がある場合は、その内容を具体的に記載すること。

10 選考方法

(1) 選考手順

市が設置する三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、評価及び選考を行います。参加事業者ごとに別紙「三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務委託企画提案審査基準」に基づい

て審査を行います。選考に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最高位の者を最優秀提案者（契約予定事業者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、審査委員会の投票で決定します。

なお、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わず、再度公募を行うものとします。

また、参加事業者が1者の場合も選考を行い、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行うものとします。

(2) 選考における審査基準

別添「三次市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務委託企画提案審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーション実施日

令和5年7月12日（水）を予定しています。

（変更になる場合、令和5年6月30日（金）までに参加事業者ご連絡します。）

(4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

3名以内とし、本業務に主担当として携わる技術者が行うものとします。

(6) プレゼンテーション審査内容

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（20分程度）を行う予定です。なお、プレゼンテーション時にプロジェクター（パソコンに接続するためのHDMIケーブル）およびスクリーンは三次市で用意します。パソコン等を使用する場合は、「環境政策課」に事前に相談するものとし、必要機器について各参加事業者で用意してください。

なお、プレゼンテーションの場において、参加事業者名を特定可能な内容の表現をしないでください。

(7) その他

審査委員会での選考は非公開とします。

11 結果の公表

選考結果については、令和5年7月20日（木）までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知するとともに、本市ホームページで公表する予定です。

12 契約の締結

本業務の最優秀提案者（契約予定事業者）として決定した参加事業者は、三次市と協議のうえで、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

「2 業務の概要（5）実施条件」に掲げる事由により契約を締結しなかった場合、本プロポーザル及び契約締結準備等に係る経費その他の支出について、本市はこれを一切負担しません。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式6）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加する事業者と3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、三次市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、三次市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、三次市情報公開条例（平成18年3月27日条例第7号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) 「参加申し込み」の後に、辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとします。
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、三次市会計規則（平成16年4月1日規則第66号）等関係法令等の定めるところによります。
- (9) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。